

パブリック・コメント制度の流れ

市が政策案を作成します

[パブリック・コメントの対象案件]

- ・市の基本的な施策に関する方針及び計画の策定又は変更
- ・市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の作成
- ・市民に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の作成
- ・上記に掲げるもののほか、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと実施機関が認める政策の策定

実施予定の案件について予告します

予告事項

- ・政策案の名称
- ・意見の募集を行う期間
- ・政策案等の入手方法

予告方法

- ・広報みしまへ掲載
- ・ホームページへ掲載
- ・担当課、情報公開コーナー、公民館等での閲覧、資料配布



策定案等を公表します

公表資料

- ・案の本体
- ・案を作成した趣旨、背景等
- ・実施機関の考え方
- ・実施機関が必要と認める参考資料
 - （ 根拠法令
 - 計画案の上位計画等の概要
 - 予測される影響の程度及び範囲など

公表方法

- ・広報みしまへ掲載
- ・ホームページへ掲載
- ・担当課、情報公開コーナー、公民館等での閲覧、資料配布



市民等から意見の提出（30日以上期間を設けます）

提出方法

- ・郵便、特定信書便事業者による信書便
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メール
 - ・実施機関が指定する場所への書面の提出
 - ・そのほか実施機関が必要と認める方法
- ※意見の提出をしようとする市民等は、住所、氏名、連絡先等を記載しなければならない

市民等の定義

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めたもの



提出された意見の取扱い

提出された意見を考慮して、政策の策定に係る意思決定を行う

公表資料

- ・ 提出意見の概要
- ・ 意見に対する実施機関の考え方
- ・ 案を修正した場合は、その修正内容及び理由

公表方法

- ・ ホームページへの掲載
- ・ 担当課・情報公開コーナー・公民館等での閲覧、資料配布



最終案

議会の議決を要するもの



議会へ提案・議決



施行・政策決定